

今夏の電力需給対策に伴う市の対応について

1 国の今夏の電力需給見通し

平成 30 年度夏期の電力需給は、猛暑となるリスクや直近の経済成長の伸び、企業や家庭における節電の定着などを織り込んだ上で、一定程度改善し、電力会社間の融通なしで、いずれの電力会社でも電力の安定供給に最低限必要な予備率 3 % 以上を確保できる見通しである。

ただし、引き続き、大規模な電源脱落や想定外の気温の上昇による需要増に伴う供給力不足のリスクがあることに十分留意が必要な状況である。

それを踏まえて、国民や企業に対する節電要請は行わないものの、需給ひっ迫への備えと情報発信を行うこととしている。

2 狛江市における節電の目的

狛江市では、狛江市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、地球温暖化の防止に向けて省エネルギーの推進に取り組んでいるところである。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を契機とする電力供給不足に対し、平成 24 年度から夏季期間においては積極的に節電に取り組んだ結果、節電行動が定着している。今後も恒常的な省エネルギー対策、ひいては地球温暖化対策につなげるため、持続可能な節電対策を実施する。

3 狛江市の夏の節電に関する対応

(1) 国の今夏の電力需給見通しを踏まえた、夏の節電対策の考え方

- ① 従来から実施している省エネ・節電の取組みを継続することなどにより、今夏においても節電にかかる職員の意識醸成を図る。
- ② 市民サービスに配慮したメリハリをつけた節電を実施する。各施設の状況に応じた無理のない範囲での電力使用量の削減を心掛ける。
- ③ 「電力需給ひっ迫警報」が発令された場合には、そのひっ迫の度合いに応じ、必要な対策を実施する。

(2) 各職員が実施する具体的な取組み

- ① クールビズの実施。（5 月 1 日～10 月 31 日）
- ② 冷房時の室温の目安を「28°C」とする。ただし、利用者等の健康管理等に十分配慮し、柔軟な対応を図る。
- ③ 冷房の時間外の稼働は、必要最小限の場所、時間帯にする。
- ④ 必要のない照明は消灯（ライトダウン）を徹底する。
- ⑤ 退庁時や長時間利用しない時のパソコンなどのO.A 機器のスイッチオフを徹底する。
- ⑥ 毎週水曜日及び各課が定めたノー残業デーを徹底する。

(3) 市民に対する配慮

- ① 夏の節電対策については、市民サービスの低下につながらないよう十分配慮する。特に幼児や児童、高齢者、障がいのある方などに対して最大限配慮する。
- ② 热中症対策の周知に努める。また、市の施設において市民が避暑的な利用ができるように配慮し、クールシェアに取り組む。
- ③ 市民や企業に対して省エネ・節電を呼びかけ、市全体で、省エネ・節電に努める。

(4) 次年度以降の対策

上記の節電に関する対応について、国又は東京都において対策が変更される等、特段の事情がない限り、次年度以降も同様に継続して実施する。